

第十三章

庶業録事と社員異働

第十三章 庶業録事と社員異動

一、庶業録事

昭和八年以降四十八年まで庶業行催の集録

1 開成山桜樹天然記念物指定、明治十一年三月十七日植樹の染井吉野白山桜、白彼岸紅枝垂山桜等年輪確認されて、昭和八年四月二十八日文部省指定。

2 神徳宣揚会と御分霊問題、昭和十二年本県知事君島清吉を会長に開成山大神宮神徳宣揚会成る。同会は宣揚の第一歩に宿望の御分霊奉斎承認を時の内大臣湯浅倉平を通じ実現を期したが湯浅内府は伊勢神宮御分霊の議は全国的に未聞の例であるを説き、従って不可能な陳情運動の断念方を示唆した。この時点において開成山御分霊の絶望と昇格の不可が明かにされた。(編者(稿)は当時宣揚会員の一人としてこの経過を了承)

ここで連想されるは明治二年に同じく開拓民を対象に造建された札幌神社の来歴である。同神社は当初大國魂命、大那牟遲神(福福徳円満の神)、少彦名神(医薬の祖神)を祭神に造営し、その後明治天皇の御霊代に至るまで四体の神霊を合祀し、社格も官幣小社から中社を経て大社に昇格、社号も札幌神宮に改められ道内最高最大の神域をきわめてきた。開拓庁幹旋造営に成った同神社は祭神に伊勢神宮御分霊は望むがままであったろうがその実現に至らなかったは、やはり開拓庁の持権を以てしても御分霊は不可能であったを語るものである。

神社創建発足当時、安積中学校講師(宮本家先考)を留守役とし、祭事は明治から昭和初期まで安積国造神社の安藤修重、同国重の父子神官が担当し、昭和三年宮本威司宮司就任まで続いた。

今は時代を新たに、神社々格を言上げる意義は薄らいつつあるが、かつての開成山神宮は御分霊の幻を追いかけそれにこだわりすぎた。そもそも伊勢神宮は皇室の氏神として西紀六百年代から幕末におよび、明治改新以後は神

道教化に応じ国家の最高神と信奉されて、一般神社とは全く峻別されて分霊遷斉などは絶対不可能が原則であったが、それにも拘わらず、明治初年以來地方神社創建に当り祭神を伊勢御分霊としたい請願が後を絶えなかった。これに対し神宮庁では配慮をこらして「特別神楽祈禱大麻」を授付し御分霊に代るものとした。大麻とは神符守札のことで地方神社が頒布する守札と変りないが、伊勢神宮授付の守札には神璽の認印が押されている点に特別の尊厳さがある。特別神楽祈禱大麻を略して「別大麻」と呼びこれが全国に行きわたり、北海道だけで別大麻授付神社の数は百祭社に及んでいるとの神宮庁筋の調べである。神社によってはこの別大麻授付を御分霊と称えているのもあり、これについて神宮庁筋としては、

「大麻は大神璽（おおかみしるし）といい御分霊ではなく大麻を通して大御神を拜むことである」と説明している。
ついで

「昔も今も御分霊は不可能を通例とするが是非ともなれば「別大麻」奉斉ということで自分の気持の上から御分霊として信仰奉斉する以外にない」と付加えている。

大麻を奉斉することが大御神に通ずる拜む心に変りないとする神宮庁の親心からすれば、大麻を御分霊になぞらえたとて強いて問題にするほどのことではなかったわけである。

しかし、別大麻は御分霊でないことは前記の説明の通りであると共に、伊勢神宮の御分霊は原則的に前例なしとして一貫していることに変わりなく、この不可能に挑戦して開成山神宮は明治八年以降運動が続けられてきたは稀有のことといわねばならぬ。

それというのも度重なる努力が、その都度一応可能の線に乗り今一息という未練執着に引かれていたに原因している。

これは時の県当局指導の過誤と政府部内の軽卒な判断が招いたにある。

これを要するに開成山大神宮の奉斉した御分霊とは特別大麻であったと首肯される。

こうなれば開成山大神宮の御分霊問題はおのずから解明されたも同様である。しかしこのために揺動はないはずであ

る。開成山大神宮は敬神の府として百年の歴史の中に神苑えんを築き神祐を広め県内屈指の神社の称譽を保持している。御分靈の存否など民衆信者にとって何ら意とするとこででない。伊勢神宮庁との関係も信頼深いものであるは、昨年遷宮後の旧神殿撤去材が全国著名神社に配布に当り、開成山大神宮もその選に上り大量の配付に浴したことによっても明らかである。

(註) 右神宮撤去材は全国四百数十社からの申請に対し二百数十社が配付をうけたが、福島県下では安積国造神社、開成山大神宮、諏訪神社、心清水八幡宮、赤城神社、諏訪神社(湖南福良)の六社である。

3 第六十六部隊に敷地提供 臨戦下郡山市に第六十六部隊設置に当り、昭和十五年七月二十三日開成社は、臨時社員総会を開き、部隊敷地の三分の二に相当する宅地、田畑、及原野合計九万五千六百五十七坪を寄付する。時下三千円として合計二億八千六百九十七万円になる。

4 両神宮を参拝視察 開成山大神宮昇格近しの情報により、その実現に備えて、昭和十六年一月社員十八名は伊勢神宮、宮崎神宮の参拝視察をした。

5 銅像供出 昭和三年建設の阿部茂兵衛銅像は、戦時下金属回収会により、昭和十八年六月供出。

6 農地改革 昭和二十年十二月社有地(郡山、片平、富田地域)の内、農地十四町八反一畝十四歩(価格三万八千八百八十九円七六銭)宅地三百五十二歩四合(価格八百三十三円十三銭)が農地改革で農林省に強制売却された。

7 天皇奉迎 昭和二十二年八月東北御視察の天皇郡山に御立寄になり、御祖父明治天皇の故事を偲しのばれた。

8 開成館開放 昭和二十三年から三十三年まで海外引揚者の住宅に開放した。開成館の住宅転用は、建造物の歴史的価値に徴し問題とされたが、折柄の住宅難に止むを得ないものがあり、市当局は公務員、教職員等に居住心得を掲げて入居を認め、建物の損耗を最少限に止める考慮を払った。当時点での郡山市の住宅不足は八三六戸を教え、内引揚者に必要とする分が三二五戸に及ぶ。これは二十一年五月までの実態で、その後引揚者はさらに急増する一方で、開成館の占拠は避け難い事態に立到った。

9 郡山市片平町字牛子山地内所在開成社山林に杉苗一万本を栽植する（二十三年五月）次に昭和二十七年四月杉五百本
 櫛千本の苗木栽植。

10 阿部茂兵衛顕彰会 昭和二十八年十一月渡辺信任会長阿部金助副会長で設立し、阿部茂兵衛銅像を再建（洋服姿現在）

11 重要文化財指定 開成館に対し昭和三十五年三月二十九日福島県は全館建造物を重要文化財に指定。

12 新産業都市郡山 昭和三十九年十二月二十五日総理大臣名で常磐郡山地区は新産業都市に指定された。これより先安積全部は新産業都市地域に含まれることになり、三十九年五月二十日郡を解消し郡山市に合併を議了した。安積原野開墾を契機に明治六年以来開成社と宿縁深い安積の名はかくて消え去った。

13 土地建物賃貸 昭和四十年八月一日、開成社所有桑野北町一番所在左表宅地建物を開成学園に賃貸する（契約書原文
 復写真後掲参照）

開成社所有家屋土地

家屋 郡山市字桑野町北町一

居宅木造瓦葺平家建 一一、二五坪

同 七坪

同木造スレート葺二階建 一階 二八坪 二階 二一、七五坪 計 四九、七五坪

便所木造木羽葺平家建 四、五〇坪

居宅木造木羽葺平家建 一一、五〇坪

合計 八四坪 賃貸価格 二二五円

土地（宅地）

郡山市字北町一 三二四坪

同 北町一の四 六九、三坪

郡山市字北町一の五 三九二、七七坪
同 一の六 三二、四坪

右土地は別項契約書の通り現在まで開成学園に賃貸中である。

14 土地建物賃貸借契約書

合資会社開成社（以下甲という）と学校法人郡山開成学園（以下乙という）との間に後記物件について賃貸借契約を締結した。

記

一、乙は昭和三十二年度より昭和四十五年度までの十五年間の地代（家賃を含む）として甲に一金貳百五拾万円を支払う。

二、支払の時期並に金額は次の通りとする。

昭和四十一年三月三十一日	二百万円
昭和四十一年三月三十一日	十万円
昭和四十二年三月三十一日	十万円
昭和四十三年三月三十一日	十万円
昭和四十四年三月三十一日	十万円
昭和四十五年三月三十一日	十万円

三、乙は修理その他一切を負担し、甲は公租公課のみ負担する。

四、乙は善良なる管理者としてその責任を全うし、火災その他の災害については、万全の予防を甲はそれについて一切の責任を負わない。

五、前項による災害保険金額は二百万円とし、火災保険料は乙にて負担する。万一の場合の保険金は開成社受けとりと

する。

六、本契約の期間は本日より昭和四十六年三月三十一日までとし期間満了前に於て、次期の契約については甲乙協議する。

七、その他の事項については、甲乙共創業、創学の趣旨にのっとり互譲の精神を以て善処する。

物 件

一、土地郡山市桑野北町一番 四筆宅地八百十八坪一合七勺

一、家屋同上所在 木造スレート葺一部瓦葺 洋風二階建 倶楽部四棟 七十二坪五合

本契約締結の証として二部作成し、各自一通宛保管する。

昭和四十年八月一日

全	立 合 人	全	全	全	全	全	全	合 資 会 社	学 校 法 人	合 資 会 社	合 資 会 社	合 資 会 社
関	宮	横	津	安	橋	柳	遠	開 成 社	郡 山 開 成 学 園 理 事 長	開 成 社	開 成 社	開 成 社
口	本	山	野	藤	本	沼	藤	副 社 長	副 社 長	副 社 長	副 社 長	副 社 長
正	威	勝	喜	尚	修	恒	安	常 務 取 締 役	取 締 役	取 締 役	取 締 役	取 締 役
	司	吉	七	二	三	五	一	柳	橋	安	津	横
						郎	郎	遠	鳴	関	佐	藤
						三	郎	原	口	藤	佐	藤
						郎	郎	弥	富	富	佐	藤
						郎	郎	作	左	左	佐	藤
						郎	郎					

上記承認する。

全 開 成 社 監査役 武 田 重 蔵
全 取締役無限責任社員 阿 部 カ ネ

- 15 開成館修理復元工事 開成館は開墾原野には過ぎた一大楼閣であったが、今日では明治黎明の記念建築である一方、開成社の伝統を明徴する重要な存在となっている。創建以来一世紀の風雨に洗われた建物は、老化に加えて、戦後数年間引揚者住居に転用され、荒廃を著しくしたがため、昭和四十年十二月郡山市によって、修理復元工事が行われた。開成館は区会所から桑野村を経て大正十二年郡山市所有になった。同建物は、明治の初め開成社自体の使用目的を含めて、第十区会所として郡民生活に寄與し、まもなく正式に安積郡役所となり、ついで県立農学校舎、桑野役場、安積疏水事所として功用を重ね、この間明治天皇再度の行在所の御用を果し、その由緒により、昭和八年十一月文部省の史跡指定をうけた。またその景観は、明治初期に属する稀少な建築様式として、同三十五年三月福島県文化財指定となる。修復は東大教授太田博太郎博士指導で行われ、工費は市費千百万円、県負担百五十万円のほか開成社の二百万円を筆頭に各界団体、官公署、商社その他事業所一般市民の寄付金五百二十八万円を合せて計七百八十五万三千円で、四十年十二月着工、翌四十一年十月三十一日竣工した。
- 16 協力会設立 開成館修理復元工事に対し二百万円を寄付した開成社は、さらに協力会（会長嶋原弥作、副会長柳沼恒五郎、同宮本威司）を設立し事業達成の推進力となった。
- 17 テレビ放映 昭和四十八年九月二十九日、NHK歴史と風土の時間に、開成社百年の回顧を中心とした「安積開拓」問題の放映、四十九年四月二十一日NHK総合テレビに桑野村開拓風景について放映、以上二回共嶋原会長出演。

二、社員異動

大正十一年以降昭和二十年までの社員及び役員の異動。

- 1 社員津野喜七 大正十一年六月二十七日死亡により、持分は津野キヨが継ぎ、入夫婚姻で津野半三に持分移譲。同十四年二月十日、半三は喜七と改めたが、昭和二十一年一月十七日死亡。津野和夫家督相続し喜七を襲名。
- 2 社員柳沼恒五郎 大正十一年二月二十六日死亡により、持分を柳沼啓三郎に譲渡。啓三郎は大正十一年三月二十三日恒五郎と改めた。昭和六年柳沼恒五郎死亡し、持分を家相続者柳沼恒一が継承、恒一は昭和六年十二月十日恒五郎を襲名したが、昭和十八年一月二十二日恒五郎死亡し、柳沼英一家督相続持分を継ぐ。後恒五郎を襲名。
- 3 社員安藤忠助 大正十四年八月十七日死亡、安藤忠二相続し同年九月十八日忠助と改名したが、昭和廿五年二月三日死亡す。相続人安藤尚二持分継承。
- 4 社員横山貞吉 大正十四年十月二十六日死亡し、持分を横山政吉継承したが、政吉は昭和十三年三月六日死亡し横山勝吉が持分を継ぐ。
- 5 社員遠藤清三郎 大正十五年一月七日死亡、遠藤安一郎家督相続持分継承する。
- 6 社員阿部寅二郎 昭和四年二月二十六日死亡、持分を阿部七郎継いだが、昭和六年一月二十八日七郎死亡、持分は阿部庄輔相続した。
- 7 社員阿部馬之助 昭和三年十月四日、持分を家督相続人阿部定一に譲渡した。
- 8 社員山口哲蔵 昭和五年三月四日死亡、家督相続人山口哲吉持分を継ぎ、哲吉は昭和五年三月十五日哲蔵と改名。
- 9 社員斎藤久之丞 昭和五年三月十二日死亡、斎藤常蔵持分を相続し、常蔵は同年四月三十日久之丞に改める。
- 10 社員鳴原弥作 昭和八年四月十六日死亡、家督相続人鳴原和吉持分を継承し、和吉は昭和八年八月八日弥作を襲名し、鳴原弥作に改まる。